

少人数学級の早期推進に関する意見書

国は少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備のため、義務教育標準法の改正を行い小学校の学級編制の標準を35人以下に引き下げることとし、令和3年度から5年間で計画的に必要な教職員を措置することとした。

令和3年度には小学校2年生の教員を確保するための予算が計上されている。

今後は計画に基づき着実な実行を求めるとともに、中学校を含めたさらなる少人数学級の推進について、以下のとおり要望する。

- 1 中長期的な見通しを持ち、35人以下学級を可能とする教職員の確保について必要な財政措置を行うこと
- 2 35人以下学級の実現によって生じる教室不足等に対応するため、学校施設の増改築に係る財政措置を拡充すること
- 3 中学校においても35人以下学級を推進するための計画を早期に示すこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月23日

大和市議会